

# 税の申告は、 早めに、正しく！

お問い合わせは、  
・茂原税務署  
〒297-18501  
茂原市高師台1-5-1  
茂原地方合同庁舎2階  
☎(22)2166  
・市民税課(2階)  
〒297-18511  
茂原市道表1  
☎(20)1577、FAX(20)1609

**申告会場開設期間 ▶2月18日(月)～3月15日(金)(土日を除く)**

申告の種類	受付会場	受付時間
市民税・県民税の申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所市民室 (市民税課へ郵送可)</li> <li>ほのおか館内第1会議室</li> <li>※2月15日(金)までは市民税課窓口のみ</li> </ul>	8時30分～17時
所得税及び復興特別所得税の確定申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所市民室</li> <li>ほのおか館内第1会議室</li> </ul>	8時30分～17時
	<ul style="list-style-type: none"> <li>茂原税務署 (郵送可)</li> </ul>	8時30分～16時 ※申告書の提出は17時まで

- ◆混雑時には、受付を早めに締め切ることがありますので、お早めにお越しください。
- ◆雑損控除を受けられる方、青色申告者、譲渡所得を申告される方は、茂原税務署で申告してください。
- ◆茂原税務署では、1月4日(金)から、消費税の申告書・所得税及び復興特別所得税の還付申告書の提出を受け付けています。また、申告会場開設期間は、申告書を作成できるコーナーを設置します。
- ◆申告書は、納税者自身が作成することが原則となります。医療費の合計金額、農業・事業所得などの収入・経費等はご自身で計算の上、提出してください。

便利で簡単！国税庁ホームページから  
**確定申告書**を作成  
e-Tax!!  
および提出できます

e-Taxを利用するとこんなにもいいこと！

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディー
- 24時間受付可能



詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁 申告

## 申告に必要なもの

①印鑑	<ul style="list-style-type: none"> <li>認印でも可(朱肉を付けるもの)</li> </ul>
②本人確認書類 (AまたはBのいずれか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>A マイナンバーカード(個人番号カード)</li> <li>B 通知カード・住民票の写し(個人番号の記載があるもの)などから1点 + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなどから1点</li> </ul>
③収入を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>源泉徴収票(給与、公的年金等)</li> <li>営業等、農業、不動産の収入があった方は、収入と必要経費が分かる書類や帳簿、領収書など</li> <li>※あらかじめ収入と各経費を計算しておいてください</li> <li>支払調書(配当、原稿料等) ・株式等の年間取引報告書</li> </ul>
④控除を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金保険料の控除証明書</li> <li>国民健康保険税、後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料の領収書や口座振替納付済通知(平成30年中に支払ったもの)</li> <li>生命保険料、地震保険料の控除証明書 ・障害者手帳 など</li> </ul>
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人名義の通帳(口座番号などが分かるもの) ・筆記用具、計算機など</li> </ul>